

## やまがた暮らし応援カード

協賛店からの各種割引サービスや特典が受けられるカードで、移住検討時にかかる一時的な経費の負担軽減を目的につくられたものです。

- 対象者
- ① 山形県外に在住している方で、相談窓口（ふるさと山形移住・定住推進センター、やまがたハッピーライフ情報センター）で移住相談された方
  - ② 山形県外に在住している方で、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」を利用して相談者登録をされた方
  - ③ 山形県外に在住している方で、各市町村移住相談窓口で相談された方
  - ④ 令和2年3月1日以降に県外から県内市町村に移住し、移住した日から1年以内の方（転勤・進学での転入は除く）

有効期限 カードの交付日から3年。  
ただし、令和2年3月1日以降に県外から県内市町村に移住し、移住した日から1年以内の方のカードの有効期限は、カードの交付日から2年。

- 申し込み
- 相談窓口で相談された方  
【申込方法】移住相談カードの相談窓口（ふるさと山形移住・定住推進センターまたは、やまがたハッピーライフ情報センター）への提出
  - 山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」を利用して相談者登録をされた方
  - 各市町村移住相談窓口で相談された方
  - 令和2年3月1日以降に県外から県内市町村に移住し、移住した日から1年以内の方（転勤・進学での転入は除く）  
【申込方法】相談窓口へカード申込用紙裏面の郵送、FAXまたはメールによる送付  
[申請書ダウンロード](#)

- 問い合わせ
- （一社）ふるさと山形移住・定住推進センター『愛称：くらすべ山形』  
〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁内  
TEL 023-687-0777 FAX 023-687-0788 mail [furusato@yamagata-iju.jp](mailto:furusato@yamagata-iju.jp)
  - やまがたハッピーライフ情報センター  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館8階  
認定NPO法人ふるさと回帰支援センター内  
TEL 03-6269-9533 FAX 03-6269-9534 mail [happy-life@yamagata-iju.jp](mailto:happy-life@yamagata-iju.jp)